

会計規則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人ORGAN（以下「ORGAN」という。）の 事業活動を合理的かつ適正に遂行するため、経理に関する基準を定めて会計事務を正確 迅速に処理するとともに、予算の適正な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 ORGANの会計業務に関しては、定款および運営規定に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会計基準)

第 3 条 ORGANの会計処理については、原則として公益法人会計基準に準ずるものとする。

(会計区分)

第 4 条 ORGANの会計は、一般会計および特別会計に区分する。特別会計は、理事会の議決を経て設ける。

(会計年度)

第 5 条 ORGANの会計年度は、定款の定めるところに従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(帳簿書類の保存および処分)

第 6 条 会計に関する帳簿、伝票および書類の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 予算書類、決算書類 | 10年 |
| ② 会計帳簿、仕訳伝票 | 10年 |
| ③ 証憑書類 | 10年 |
| ④ そのほかの帳簿および書類 | 5年 |

2. 前項の保存期間は、帳簿閉鎖時から起算する。

3. 保存期間経過後の帳簿および書類の廃棄については、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

第2章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目)

第7条 ORGANの一切の取引は、これを活動予算書および計算書類の科目（貸借対照表勘定科目および活動計算書勘定科目）の区分により経理しなければならない。

2 勘定科目の名称、配列ならびに内容については別に定める。

(帳簿組織)

第8条 ORGANは、予算および会計に関する帳簿および伝票を備え、複式簿記の原則に従って所用の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

2 帳簿組織および仕訳伝票の種類様式および記載事項については、会計事務規則によるほか、必要に応じて別に定める。

(会計責任者)

第9条 会計責任者は、理事長とする。

(会計事務担当者)

第10条 会計事務担当者は事務局とし、理事長の統括のもとにその業務を行う。

第3章 予算

(予算の目的)

第11条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金の調達を図った上で編成し、実績との関連を明らかにしながら、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

2 活動予算書は、第4条の会計区分ごとに作成するほか、特別会計が設けられている場合には活動予算書総括表を作成するものとする。

(予算の統括)

第12条 予算に関する事務は理事長が統括する。

(予算期間)

第13条 予算期間は、第5条に定める会計年度と同じとする。ただし、長期計画を必要とするものについては、長期の予算期間を定めることができる。この場合、各会計年度ごとに細分したものでなければならない。

(予算の編成および成立)

第 14 条 予算案は、理事長の作成した事業計画案および予算案とともに、理事長の指示により理事が総合調整し、毎事業年度開始前に作成する。

2 前項により作成された予算案は、理事会の議決を経たのち総会に報告して成立する。

(予算の執行)

第 15 条 ORGANは、成立された予算について、その適正な執行に努めなければならない。

2 理事長は、予算執行の全般について適正な管理をしなければならない。

第 16 条 (予算の流用) 予算の執行にあたり、予算に定められた金額は、原則として項目間において相互に流用をしてはならない。やむを得ず項目間流用を必要とするときは理事会の承認を得てこれを行う。

(暫定予算)

第 17 条 会計年度開始までに予算が成立しない場合は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行する。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 4 章 決 算

(決算の目的)

第 18 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、年度末の財政状況を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 19 条 決算は、年度末決算とし、その期間は次のとおりとする。

① 年度末決算 第 5 条に定める会計年度

(年度末決算)

第 21 条 ORGANは、毎会計年度終了後速やかに当該会計年度末における次の各号に掲げる 計算書類を作成し、資産・負債および正味財産ならびに収入・支出の諸勘定について所要の整理および計算を行うものとする。

① 一般会計および特別会計の活動計算書ならびに活動計算書総括表

② 一般会計および特別会計の貸借対照表ならびに貸借対照表総括表

③ 財産目録

④ 一般会計および特別会計の計算書類に対する注記表

⑤ そのほか必要と認められる附属書類

2 前項の計算書類は、理事長に提出し、理事長は理事会の議決、監事の 監査を受け、総会に報告するものとする。

(規則)

第 22 条 この細則の施行に関する規則は、別に定める会計事務規則による。

(細則外事項)

第 23 条

この細則に定めのない事項については、理事長の決裁を得てこれを行うものとする。

(細則の改廃)

第 24 条 この細則の改廃は理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、平成 23 年 2 月 17 日から施行する。
2. この規則の改廃は理事会の決定を持って行い、総会に報告するものとする。
3. この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から変更実施する。